

難民等と認定した事例等について

1 「難民」の定義

出入国管理及び難民認定法では、「難民」の定義について、「難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第1条の規定又は難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。」と規定しています（入管法第2条第3号）。

これら難民条約及び議定書上の難民（以下「条約難民」という。）の定義は、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するために国籍国の保護を受けることを望まないもの、及び、常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」となっています（ ）。

2 「補完的保護対象者」の定義

出入国管理及び難民認定法では、「補完的保護対象者」の定義について、「難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第1条A（2）に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう。」と規定しています（入管法第2条第3号の2）。

3 難民該当性又は補完的保護対象者該当性の判断

入管法第61条の2第1項に規定する難民の認定又は同条第2項に規定する補完的保護対象者の認定を申請した申請者が申し立てる「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」に係る本人の供述や提出資料等について、合理性はあるか、不自然さはないか、出身国に係る諸情報と整合するか否か等の観点から、申請者の申立ての信ぴょう性を判断した上で、その内容が条約難民の定義に該当するか否かの難民該当性又は補完的保護対象者の定義に該当するか否かの補完的保護対象者該当性を評価しています。なお、入管法第61条の2第1項に規定する難民の認定を申請した場合には、補完的保護対象者の該当性についても判断しています。

4 人道配慮による在留許可

条約難民又は補完的保護対象者に該当するとは認められないものの、人道上の観点から我が国での在留を配慮する必要がある者については、個々の事案ごとに諸般の事情を勘案した上で、在留特別許可や在留資格変更許可を行うなどの法制度の運用を行っています。

我が国では、「条約難民としての認定」、「補完的保護対象者としての認定」のほか、こうした「人道配慮による在留許可」により、保護を行っているところです。

閣議了解等に基づいて受け入れている「定住難民」（昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民）は、「条約難民」とは異なります。

難民と認定した事例及びその判断のポイント

1 「人種」及び「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例 1】

（概要）

申請者は、本国留学を終えて帰国したA族であること、本邦の日本語学校を卒業して帰国した際、本国B市公安局から、毎年夏休み及び冬休みに必ず本国に帰国するよう指示されたが、これに従わなかったところ、本国に一時帰国した際、空港において、特別警察官から尋問されたこと、地元の派出所において取調べを受け、旅券を取り上げられ愛国教育を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、B市公安局から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府はA族に対する抑圧を強化し、C地区に係る条例が施行されて以降、ほとんどのA族が旅券を回収されるなど、A族に対する管理・監視の強化が進んだといわれている。また、本国政府から過激主義の影響を受けているとみなされた者らはC地区内の再教育施設に収容され、思想教育を受けるとされており、当該再教育施設では拷問などの非人道的扱いが行われ、収容中の死者も多数出ているとの報告も認められる。

申請者は、本邦での留学期間を終えた後に帰国し、本国の実家のあるB市に戻った際、同市公安局から、毎年夏休み及び冬休みに必ず帰国するように指示されたが、これに従わなかったところ、帰国した際、空港で特別警察官に連行され、身体検査や電子機器の中身の確認を受けるなどしたこと、申請者が地元の派出所に出頭したところ、愛国教育を受けることを強制され、半年後に帰国する旨の誓約書などの提出を強制されたこと、その後、申請者は上記誓約に従うことなく帰国していないということからすれば、申請者が帰国した場合、本国政府によって再教育施設に収容される蓋然性は高いと認められ、迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「人種」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

2 「特定の社会的集団の構成員であること」を理由として難民と認定された

事例

【事例 2】

（概要）

申請者は、同性愛者であること、本国において、両親から同性愛をやめなければ殺害するなどの脅迫を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、家族に殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において L G B T の人々は、性的指向や性自認を理由に、家族を含む非国家主体から脅迫、暴力及び殺人等の対象とされるおそれに直面していること、同国には性自認に基づく差別を禁止する法律がなく、一般的に国家は、L G B T の人々に対して効果的な保護を提供する意思はないことから、家庭内やその他の場で暴力や虐待を経験した L G B T の人々は法的な保護を受けられない上、警察や裁判所に行くには自己負罪のリスクが伴うこと、逮捕された L G B T の人々は自白を引き出すために拷問や虐待を受け、公正な裁判を受ける権利を否定されていることなどが認められる。

申請者について、家族に自身が同性愛者であることを告白したところ、父から暴行を受けるとともに、殺害する旨脅迫されたことを鑑みれば、申請者が帰国した場合、申請者の性的指向を理由に、家族から何らかの危害を加えられる蓋然性は高く、また、当該危害について本国政府から効果的な保護を受けることも期待できない状況にあることが認められる。

さらに、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国国内の L G B T の人々は、国中で国家と社会の両方からの敵意に直面しており、合理的に移住できる場所は本国には存在しない可能性が高いとの諸情報もあり、国内避難が有効なものということとはできない。

したがって、申請者は「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

3 「宗教」を理由として難民と認定された事例

【事例 3】

（概要）

申請者は、本国において、A 教から B 教に改宗したところ、A 教過激派グループのメンバーが本国の実家に来訪し、申請者を殺害する旨申請者の母を脅迫したことを申し立て、帰国した場合、A 教過激派グループに殺害される

おそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国全土において、複数のA教過激派組織によるテロ行為や民族間の紛争が頻発しており、本国軍とA教過激派等との間で激しい戦闘が生じているなど、治安が極めて悪化している状況が認められるほか、A教過激派は、A教の解釈に従わないとみなす人々を攻撃したり、B教徒を標的に誘拐や暴力的な嫌がらせを行ったりしていることなどが報告されている。

申請者から提出されたB教への改宗の事実を疎明する資料の内容等から、申請者の申立てには信ぴょう性が認められるところ、申請者の母から、A教過激派グループのメンバーが申請者を殺害するため行方を捜していることを聞き、申請者が実家から転居した後も、A教過激派グループのメンバーが申請者の実家に来訪し、申請者の母に対し、申請者を殺害する旨脅迫したということからすれば、申請者が帰国した場合、B教を信仰していることを理由にA教過激派グループ又はその他のA教過激派から標的とされる可能性は否定できない。

また、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることができる状況にあるとは認められないことからすれば、国内避難が合理的な選択肢であるということもできない。

したがって、申請者は「宗教」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

4 「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例4】

（概要）

申請者は、本国において、野党A党のB区域議会議員選挙の立候補者として選挙活動を行ったこと、警察官が自身の行方を捜しに職場を訪問したと聞いたこと、NGO組織のメンバーとして反政府デモのリーダーを務めたところ、デモの参加者が警察官に対し、申請者が同デモのリーダーであると告げたことを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、野党活動家やデモ参加者に対する警察官等による過剰な実力行使や恣意的な逮捕・拘留が深刻な人権問題となっており、集会やデモを解散させる目的で過剰な武力行使が行われて

負傷者が出たり、政権に批判的な集会やデモに参加したものが多数逮捕されたりすることが繰り返され、身柄拘束中の暴行による死傷者も出ている状況であることが認められる。

申請者は政権批判の活動を率いる野党活動家として活動してきたと認められ、申請者に対し警察官による逮捕、事情聴取、探索等が度々行われてきたことに加え、本国の一般的情勢も併せ考慮すれば、申請者が本国に帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 5】

（概要）

申請者は、本国において、前政権の官公庁の職員として働いていたこと、SNS上でA教過激派組織Bを批判する内容を投稿したことなどを申し立て、帰国した場合、A教過激派組織Bに殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、A教過激派組織Bは、前政権のために働いていた者やA教過激派組織Bに抵抗や反対をしたとみなした者等を標的にしてきたことが認められるところ、申請者の経歴を踏まえれば、申請者がA教過激派組織Bから標的とされる可能性は否定できず、帰国した場合、A教過激派組織Bから迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 6】

（概要）

申請者は、音楽家であり、本邦において、自身が制作した政党Aのキャンペーン・ソングがSNS上や本国全域で有名になったこと、政党Aと対立関係にあり、軍を支持基盤とする政党Bの党员から、政党Bのキャンペーン・ソングの制作を依頼されたが、これを断ったこと、軍のクーデターを批判する内容の楽曲を制作し、同楽曲を自身のSNS上に投稿したことなどを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、各地で活発化した抗議デモの参加者に対する軍・警察等の発砲によって一般市民の死傷者が生じるなど、本国情勢は引き続き不透明な状況にあることが認められるところ、申請者の活動を踏まえれば、申請者が帰国した場合、軍に敵対心を有しているものとして軍から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 7】

（概要）

申請者は、本国の A 地域出身者であり、本国において教師として働き、A 地域の教師の権利を主張する平和的な抗議デモに参加したところ、出頭命令が出され、これに応じなかったことを理由に逮捕状が発付されたこと、自宅に政府軍の軍人が入ってきて性的暴行を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、政府軍に殺されたり収容されたりするおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の出身地である A 地域においては、分離主義者と政府軍の間で武力衝突が継続しているところ、同地域の女性が分離主義者に協力したり、分離主義者をかくまうなどの支援を行ったりした場合、政府軍による強姦被害に遭っていること、同地域に居住する女性は、そのような支援を行っていなかったとしても、行ったと政府軍にみなされた場合、政府軍から制裁として強姦など性的暴行の対象となる可能性があることが認められる。

申請者は、本国において、A 地域にあった自宅にいた際に、政府軍の軍人 2 人から性的暴行を受けているところ、大学卒業後、同地域に所在する学校で教師として働いたこと、同学校のリーダーとして A 地域の教師の権利を主張するためのデモに参加したこと、その後、出頭命令に応じなかったことを理由に申請者に逮捕状が発付されたことからすれば、申請者が反政府的な思想を有するものとみなされ、性的暴行を受けた可能性も十分に考えられる。このように政府軍から反政府的であるとみなされ、攻撃の標的にされた申請者が帰国した場合、軍人を含む本国政府関係者から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 8】

（概要）

申請者は、A 民族であり、B 教 C 派を信仰している女性であること、SNS に B 教過激派組織 D に対する強い批判を投稿していたこと、留学に必要な卒業証明書を取得するため文部科学省を訪れた際、B 教過激派組織 D に連行され尋問を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、B 教過激派組織 D から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、B 教過激派組織 D は、特定の外国の価値観を持つようになったとみなした者を含む、文化及び宗教上の道徳観に背くとみなした者等を標的にしていること、B 教過激派組織 D 政権下では、本国を出国した者について、B 教の価値観が欠けている、十分に良い B 教徒ではないとみなしていることや、本国の女性について、家の外で働いたり、公的生活に参加したり、高等教育を受けたりすると、「西欧化された」とみなしている可能性があること、教育・就労の制限や男性の近親者がいない場合の出国が許されない等、制限が強化されていることが確認できる。

申請者の供述等によれば、申請者が就労していたこと及び就学のあることを B 教過激派組織 D に把握されていることがうかがわれ、また、申請者が海外に留学していることなどを併せ鑑みれば、申請者が B 教過激派組織 D の思想に反する者であるとして、B 教過激派組織 D の標的とされる可能性は否定できず、帰国した場合、B 教過激派組織 D から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 9】

（概要）

申請者は、本国において、申請者の父が少数民族である A 族の武装勢力 B に加入していることに加え、申請者自身が、武装勢力 B の短期軍事訓練を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、軍と少数民族武装勢力との間で多数の衝突が生じているところ、特に、武装勢力 B の拠点である地

域においては、軍と武装勢力 B の戦闘が激化しており、多数の避難民が発生するなど、情勢の急激な悪化が認められる。

申請者の父は、武装勢力 B の司令官を務めていたところ、本国において、父の活動を理由に家族が拘束されたこと、申請者は、武装勢力 B の短期軍事訓練を受け、その後、地区の行政事務所に連行されて軍事訓練を受けた事実の有無について追及を受け、これを認めたところ警察官から暴行を受けたなどということからすれば、申請者が帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 10】

（概要）

申請者は、本国において、前大統領の支持者として活動したところ、同活動を理由に A 教過激派組織 B から出頭命令を受けたものの、これに応じずに C 国へ渡航したこと、C 国から強制送還された後、A 教過激派組織 B から再び出頭命令を受け、これに応じなかったところ、連行、拘束、暴行をされた上、その戦闘員になるよう脅迫されたことなどを申し立て、帰国した場合、A 教過激派組織 B に誘拐、処刑される、又は A 教過激派組織 B の戦闘員にされるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、A 教過激派組織 B は、その支配する地域に居住する者について、C 国への滞在歴を有するだけで C 国のスパイとみなしていること、A 教過激派組織 B の反対派とみなした者に対し、定期的に治安事務所に出頭を求め、出頭しなかった場合に処罰している一方で、C 国から帰国した者を戦闘員とするための収容キャンプを開設する等、C 国からの帰国者を貴重な戦闘員とみなし、強制的に招集していることが認められる。

申請者は、A 教過激派組織 B からの出頭命令に応じなかったことで連行、拘束され、暴行を受けたこと、C 国に滞在したことを非難され、A 教過激派組織 B の戦闘員になるよう脅迫されているものの応じていないことを理由に、A 教過激派組織 B から反対派とみなされている可能性は否定できず、申請者が帰国した場合、A 教過激派組織 B から拘束される可能性は高い。

また、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、本国政府と A 教過激派組織 B との衝突が長期にわたって継続しており、民間人にも多数の

死傷者が発生するなど、国内の治安及び人道状況の悪化が深刻化しているところ、一定程度和平に向けた動きも見られるものの、本国情勢は非常に不安定かつ流動的であること、さらに、本国全域で本国政府及びA教過激派組織Bのみならず、テロ組織など様々な勢力による強制失踪や殺人等の違法行為が横行していることが認められることからすれば、A教過激派組織Bから標的とされた者について、現在も引き続き、本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 1 1】

（概要）

申請者は、長男を本国政府の許可なく本国から脱出させたことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府により、裁判なしに無期限に投獄されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、兵役等の国家奉仕が国民の義務となっていて、国家奉仕を確保する手段として、厳格な出国管理政策をとっており、これに違反して不法に出国した者及びその家族については、政府に反対しているという政治的意見を有する者とみなされ、帰国後、恣意的な逮捕、拘禁等の対象となっていることが認められる。

申請者については、合法的に本国を出国したことが認められるものの、長男については、旅券や出国ビザを何度申請しても発給されなかったことから、これらを取得せずに不法に本国を出国している。さらに、申請者は、在日本国大使館で長男の旅券を申請したものの、同申請から相当の期間が経過しているにもかかわらず旅券が発給されていないことからすると、同申請により、長男の不法出国が本国政府の知るところとなり、本国政府が、不法出国をした長男及び不法出国を手助けしたと容易に推認できる申請者について、政府に反対しているという政治的意見を有する者として把握している可能性が高く、申請者が帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 1 2】

(概要)

申請者は、本国において、官公庁 A 省の職員として稼働していたところ、A 省の推薦を受けて本邦に留学し、留学期間を満了した後、復職することなく政治活動に参加したことを申し立て、帰国した場合、軍事政権又は警察に捕まり、刑務所に収容されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、抵抗勢力の攻勢を受けて、軍事政権下で稼働する公務員が離反する動きがみられる中で、軍事政権は、クーデター後に政治活動に参加してブラックリストに登録された公務員に対して、リストから外すことと引換えに職場復帰を求めるといった発表を行ったことなどが認められる。また、クーデター発生直後から公務員によって政治活動が継続されたことの結果として、軍事政権側に深刻な人手不足が発生していることが推測されるといった状況がある中で、申請者は、所属していた A 省の代表として、同省の推薦を受けて本邦に留学していたものであり、このような特殊な背景を有する者が政治活動に参加した場合、同業の公務員に与える影響は小さくないといわざるを得ないことから、帰国した場合、軍事政権側から、政治活動への参加にとどまらず、他の公務員に対して政治活動を扇動したものとみなされ、解雇よりも上位の制裁として刑法犯として処罰を受ける可能性は否定し難く、申請者が帰国した場合、軍事政権から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例 13】

(概要)

申請者は、本国において、政府軍に所属し A 教過激派組織 B と戦ったこと、SNS で A 教過激派組織 B を批判する内容の投稿をしていたことを申し立て、帰国した場合、A 教過激派組織 B から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、複数の紛争当事者が存在しているところ、これらの紛争当事者は、敵対勢力や特定の宗教団体のメンバーであると認識した人々を標的に、処罰するために恣意的な拘束と誘拐を行っていることが認められる。

申請者は、本国において、SNSにA教過激派組織Bを批判する内容を投稿するなどした結果密告され、自身の母がA教過激派組織B側の人物から威嚇射撃されたことを受け、自身がA教過激派組織Bの標的となっていると認識するに至ったものの、その後、自らA教過激派組織Bの対抗勢力である組織Cに加入しA教過激派組織Bとの戦闘に参加し続けていたことからすれば、既に政府軍を脱退したとしても、これまでの経歴を理由に、A教過激派組織Bから、反対思想を持つ者とみなされている可能性は否定できず、申請者が帰国した場合、A教過激派組織Bから危害を加えられる蓋然性は高い。

また、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、本国政府とA教過激派組織Bとの衝突が長期にわたって継続しており、民間人にも多数の死傷者が発生するなど、国内の治安及び人道状況の悪化が深刻となっているところ、一定程度和平に向けた動きも見られるものの、本国情勢は非常に不安定かつ流動的であること、本国全域で本国政府及びA教過激派組織Bのみならず、テロ組織など様々な勢力による強制失踪や殺人等の違法行為が横行していることが認められることからすれば、各紛争主体から標的とされた者について、現在も引き続き、本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例１４】

（概要）

申請者は、本国において野党であるA党のサポーターとして活動したところ、警察官や軍の関係者に身柄を拘束され、政府の施設に収容されたこと、同施設から脱走した後、軍の関係者が本国の自宅に来訪したこと、申請者の妻が本邦から帰国した際、軍の関係者によって連れ去られたことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府は、野党であるA党の黨員にとどまらず、その支持者の活動を制限すべく、暴行、逮捕、拘留、集会の妨害等を繰り返していることが認められるところ、申請者に対して行われた身柄拘束についてもその一環といえ、申請者はA党のサポーターとして反政府活動を積極的に行っているものとして、本国政府に認知されているものと認められる。また、反政府活動をしていない妻が、帰国した際に軍の関係者に

連れ去られたことからこれが裏付けられるところ、このような申請者が帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

5 「国連機関の保護が終止したこと（難民条約第1条D項後段）」を理由として難民と認定された事例

【事例15】

（概要）

申請者は、自身の居住地であるA地域のB地区において、武装組織CとD国軍の軍事衝突によりD国軍の攻撃が激化し、多数のE人が死傷していることを申し立て、同地区に戻った場合、D国軍の攻撃によって死亡するおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者は、過去にA地域において救済事業機関Fの保護を受けていた者であるところ、救済事業機関Fの活動地域外に滞在しており、救済事業機関Fからの保護を受けていない者であることが認められることからすれば、条約難民に該当する。

補完的保護対象者と認定した事例及びその判断のポイント

1 難民認定申請に対し、補完的保護対象者と認定した事例

【事例 1】

（概要）

申請者は、A 族である父と B 族である母の間に生まれた者であること、本国において、A 族と B 族が部族間の問題を抱えていることなどから、帰国した場合、A 族及び B 族から殺害されるおそれがあること、また、本国において、軍と準軍事組織である武装勢力 C の衝突により行われた空爆で、本国の申請者の自宅が倒壊したことなどを申し立て、帰国した場合、当該武力衝突に巻き込まれるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の上記の申立てについては、本国情勢に対する漠然とした不安を述べているものであること、申請者は、これまでに A 族又は B 族から実際に迫害を受けたことはないことからすれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。

また、申請者の上記の申立てについては、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「難民不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、軍と武装勢力 C との間で戦闘が発生し、本国全土で死者が報告され、民間人を直接標的にした事件も発生するなど、無差別かつ常態的な戦闘が行われていることが認められる。

この点、上記戦闘による申請者の本国の居住地域における被害状況等を踏まえば、申請者が上記戦闘に巻き込まれる可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

また、上記戦闘の一方当事者が軍であることからすれば、本国政府として、上記戦闘を阻止できていない現状が認められ、申請者が国籍国による保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、軍及び武装勢力 C の戦闘により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例 2】

（概要）

申請者は、地元の A 村が軍の支配下に置かれているところ、自身は軍事政権支持者ではなく、政党 B の支持者であることから、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあること、また、本国において、内戦が起きているところ、地元の A 村は軍の支配下に置かれており、住宅が焼かれ、軍に殺害された者がいることを申し立て、帰国した場合、軍の攻撃に巻き込まれるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の上記の申立てについては、申請者の政治活動等の態様は、選挙時に投票をしたのみであり、申請者や本国の申請者の家族は軍に敵対する政治的意見を表明したり、行動をとったりしたことはないこと、上記事情を理由に、申請者や本国の申請者の家族が本国官憲から接触を受けたことはないことからすれば、上記の申立てをもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。

また、申請者の上記の申立てについては、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「難民不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の生活の拠点であった A 村を含む C 地域において、軍と反政府武装勢力の武力衝突が激化していること、軍が民間人を巻き込んだ攻撃を行っていることなどが認められる。

この点、申請者が申し立てる軍の攻撃による A 村の被害状況等を踏まえれば、申請者が軍からの攻撃に巻き込まれる可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

加えて、本国の軍と反政府武装勢力の武力衝突が激化している地域においては、本国政府が武力衝突を抑止できているとは認められないため、国籍国の保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、軍からの攻撃に巻き込まれることを理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例 3】

（概要）

申請者は、A 民族であること、本国において、A 民族を好ましく思わな

い武装グループがA民族を誘拐したり殺したりしていることなどから、帰国した場合、武装グループに殺害されたり、誘拐されたりするおそれがあること、また、本国において、武装グループ同士の争いにより国中が混乱していること、B国軍が本国の武装勢力を支援していることなどを申し立て、帰国した場合、武装グループに殺害されたり、B国軍からひどい目に遭わされたりするおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の上記の申立てについては、申請者自身は、A民族であることを理由に武装グループから危害を受けたことはないことなどからすれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。

また、申請者の上記の申立てについては、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「難民不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、紛争は依然として多面的で前線が複数あり、様々な国家・非国家主体間で展開されていて、かつ多数の地域的・国際的主体が関与しているところ、同国の多くの地域で政府による支配が拡大し、治安が相対的に改善されたにもかかわらず、治安面での成果はぜい弱であり、紛争及び不安定な情勢の継続によって一般市民に壊滅的影響が生じており、現在においても紛争が継続し、長期化している旨の報告が認められ、いくつかの地域ではテロ組織が依然として活発に活動していること、人権法の重大な違反・侵害及び国際人道法の違反が本国全土で続いているとの報告も認められる。

この点、申請者の本国の家族の避難状況等を踏まえれば、申請者が政府や反体制派等の武力を伴った争いに巻き込まれる可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

加えて、上記紛争の一方当事者が本国政府であることからすれば、本国政府がこれらの民間人への被害を抑止できているとは認められないため、国籍国の保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、本国情勢により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

2 補完的保護対象者認定申請に対し、補完的保護対象者と認定した事例

【事例4】

（概要）

申請者は、帰国した場合、A国による本国への侵略によって迫害を受けるおそれがあるとして、補完的保護対象者認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報によると、A国による本国への侵略が認められ、今なお、本国全土において攻撃のおそれがあるところ、申請者が当該侵略に伴う戦闘に巻き込まれて命を落とすなどといった可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

加えて、これを本国政府として十分に阻止できていない現状が認められ、申請者が国籍国による保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、A国による本国への侵略により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例5】

（概要）

申請者は、本国において、A教過激派組織Bに拉致されて兵士にされそうになったこと、A教過激派組織Cが本国を支配していることなどを申し立て、帰国した場合、A教過激派組織BとA教過激派組織Cから危害を加えられるおそれがあるとして、補完的保護対象者認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、A教過激派組織Cが暫定政権を発足させ統治を進める中、A教過激派組織Bなどの過激派組織によるA教過激派組織Cの戦闘員に対する攻撃や、外国関連機関等を標的としたテロ・誘拐などが多発し、国内の混乱に乗じたテロ組織の活発化が認められるなど、本国情勢は極めて流動的かつ不安定な状況が続いていることが認められ、申請者がA教過激派組織Bなどによる武力衝突に巻き込まれて命を落とすなどといった可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

加えて、上記のような本国情勢を踏まえると、申請者が国籍国による保護を受けられない状態にあることが認められる。

よって、申請者は、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例 6】

（概要）

申請者は、本国において、年齢が若いという理由で武装グループにより拉致・監禁され、強制労働に従事させられたり、暴行を受けて大けがを負ったりしたことなどを申し立て、帰国した場合、当該武装グループに殺害されるおそれがあるとして、補完的保護対象者認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、紛争は依然として多面的で前線が複数あり、様々な国家・非国家主体間で展開されていて、かつ多数の地域的・国際的主体が関与しているところ、同国の多くの地域で政府による支配が拡大し、治安が相対的に改善されたにもかかわらず、治安面での成果はぜい弱であり、紛争及び不安定な情勢の継続によって一般市民に壊滅的影響が生じており、現在においても紛争が継続し、長期化している旨の報告が認められ、いくつかの地域ではテロ組織が依然として活発に活動していること、人権法の重大な違反・侵害及び国際人道法の違反が本国全土で続いているとの報告も認められる。

この点、申請者の本国の家族が生活している地域における状況等を踏まえれば、申請者が政府や反体制派等の武力を伴った争いに巻き込まれる可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

加えて、上記紛争の一方当事者が本国政府であることからすれば、本国政府がこれら民間人への被害を抑止できているとは認められないため、国籍国の保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、本国情勢により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント

【事例１】

（概要）

申請者は、本国において、申請者の父がA地域の独立を求める組織Bの連絡調整役をしていたこと、申請者を含め、家族全員がA地域の独立を求める活動をしていたこと、申請者の父及び兄が政府関係者に殺害されたことを申し立て、帰国した場合、政府関係者に殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の本国の生活拠点であったA地域において、分離独立派と治安部隊の間の武力衝突により、一般市民の死亡・負傷事案が発生するなど、治安情勢が著しく悪化している状況が認められる。また、A地域から、C地域等への国内避難民が多数発生していることが認められるところ、当該国内避難民について、経済的ぜい弱性から住居の確保さえも困難であるなどと報告されていることからすれば、申請者が帰国した場合、本国での生活には相当の困難を伴うと考えられる。

よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例２】

（概要）

申請者は、今次２回目の難民認定申請であるところ、今次の難民認定申請において、本邦において、軍事政権に反対するデモに参加したこと、抵抗勢力Aなどを支援するために個人的に寄附を行ったこと、SNS上で軍を批判する内容の記事の投稿やシェアを行ったこと、在日民族組織Bに加入し活動を行ったことなどを申し立て、帰国した場合、軍事政権から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の本国の生活拠点であったC地域において、軍と反政府武装勢力による武力衝突が発生していることが認められることからすれば、申請者が帰国した場合、軍と反政府武装勢力との間の武力衝突に巻き込まれる可能性は否定できない。

よって、申請者は人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

難民等と認定しなかった事例及びその判断のポイント

1 迫害理由として「人種」を申し立てるもの

【事例１】

（概要）

申請者は、本国において、申請者がA民族であることを理由に職場で仲間外れにされたり、暴言を浴びせられたりしたこと、娘の夫の家族からA民族であることを理由に侮辱するようなことを言われたことなどを申し立て、帰国した場合、本国の民族主義グループから迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府はA民族の言語や文化を尊重する政策に取り組んでいることなどが認められること、申請者を迫害するものの一部は私人である本国の民族主義グループであるところ、本国においては刑法等の刑罰法令が整備され、警察等の治安維持に責任を負う組織が存在していることなどが認められること、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められず、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められないことからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

2 迫害理由として「宗教」を申し立てるもの

【事例２】

（概要）

申請者は、本国において、A教からB教へ改宗したことを理由に、A教の宗教的指導者である申請者のおじから殺害する旨の脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、申請者のおじや同人から指示を受けたA教の信者から殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、A教の宗教的指導者である申請者のおじ及びその信者であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、憲法で宗教の自由を認め、宗教的な差別を禁止していることなどが認められること、本国政府が私人及び宗教関係者による違法行為を

放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 3】

（概要）

申請者は、A教B派教徒であり、本国の地元の村の隣村において、A教B派の宗教パレードに参加したところ、地元の村の近郊の地域で活動する反B派過激派組織Cのメンバーと思われる者から、空に向けた銃による威嚇射撃を受けたこと、その後、殺害する旨の脅迫電話を受けたことを申し立て、帰国した場合、地元の村の近郊の地域で活動する反B派過激派組織Cのメンバーに殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、特定地域の反B派過激派組織Cのメンバーであるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府が反B派過激派組織Cの関係者及び私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められること、本国政府が反B派過激派組織Cの関係者及び私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 4】

（概要）

申請者は、A教B派の信者であること、本国において、宗教上の対立が原因で、近所に住むA教C派の信者から脇腹を刺され、脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、A教C派の信者から脅迫されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国の憲法は信教の自由を保障していることなどが認められる。また、申請者の申立てによれば、申請者を迫害す

るのは私人であるA教C派の信者であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められない。これらのことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

3 迫害理由として「政治的意見」を申し立てるもの

【事例5】

（概要）

申請者は、本国において、SNS上で第三者が投稿した本国政府に批判的な記事をシェアするなどしたこと、警察官が本国の自宅を訪れたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、上記SNS上の活動の態様は、本国政府に批判的な記事を複数回シェアしたなどというものであること、警察官が自宅を訪れたというものの、警察官は申請者に対して、政府批判をしないようにと注意しそのまま立ち去っていること、上記事情後、申請者は何ら問題なく自己名義旅券を行使して本国の出国手続きを受けていることからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例6】

（概要）

申請者は、本国において、A党の党员として選挙ポスターを貼るなどの選挙活動を行っていたところ、対立政党であるB党の支持者から暴行や殺害の脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、B党の支持者に殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは特定の政党の支持者であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府は政党関係者及び私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められ、本国政府が私人

による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 7】

（概要）

申請者は、本国において、A 党の集会及び選挙キャンペーンに参加したところ、警察官が実家を訪れたことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者は、上記いずれの集会及び選挙キャンペーンにも一般参加者として参加したこと、警察官が実家を訪れたというものの、警察官は、母に申請者が政治活動を行わないように注意し、そのまま立ち去っていること、上記事情後、申請者は何ら問題なく自己名義旅券を行使して本国の出国手続きを受けていることからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 8】

（概要）

申請者は、本国において、A 党の下部組織のメンバーとして、B 市内において、C 党に反対する集会やデモに参加したり、メンバーの活動状況を上司に報告したりなどしたところ、B 市内の C 党の関係者から殺害の脅迫及び暴行を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、当該 C 党の関係者に殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、特定地域の C 党の関係者であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府は、政党関係者及び私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められること、本国政府が政党関係者及び私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

4 その他の申立て

(1) 私人間のトラブルを申し立てるもの

【事例 9】

(概要)

申請者は、本国において、麻薬の密売人及び使用者の違法行為について警察に通報したところ、麻薬の密売人から脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、近所に住む麻薬の密売人及び使用者から監視され、不安が続くおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、違法行為を警察に通報したことによる近隣住民とのトラブルであって、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しない。また、申請者を迫害するのは私人であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、刑法等の刑罰法令が整備され、警察等の治安維持を担う組織が存在していることなどが認められること、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 10】

(概要)

申請者は、本国において、友人である債権者との間に借金をめぐる問題が生じていることを申し立て、帰国した場合、友人である債権者から危害を加えられるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、友人である債権者との借金をめぐるトラブルであって、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しない。また、申請者を迫害するのは私人であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては本国政府が私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められること、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するよ

うな特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 1 1】

（概要）

申請者は本国において、事業に使用しているエリアで影響力のある裕福な人たちとの間で、事業をめぐる問題が生じていることを申し立て、帰国した場合、同エリアで影響力のある裕福な人たちから危害を加えられるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立ては、影響力のある裕福な人たちとの間の事業をめぐるトラブルであって、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しない。また、申請者を迫害するのは私人であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府は私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められること、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

（２）本邦で稼働することを希望するもの

【事例 1 2】

（概要）

申請者は、本邦において稼働して本国の家族の生活を支えたいとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張には、難民該当性及び補完的保護対象者該当性を基礎づける事情が含まれていないとしていずれについても「不認定」とされた。

（３）その他本邦への滞在を希望するもの

【事例 1 3】

（概要）

申請者は、本国の家族が経済的に困窮していること、本邦に居住するおじから経済的援助を受けたいことを申し立て、本邦でおじと一緒に生活したいとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張には、難民該当性及び補完的保護対象者該当性を基礎づける事情が含まれていないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例 14】

（概要）

申請者は、本国で再び大きな地震が起きた場合、建物の倒壊に巻き込まれて命を落とす危険があるため帰国したくないとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張には、難民該当性及び補完的保護対象者該当性を基礎づける事情が含まれていないとしていずれについても「不認定」とされた。

5 複数回申請

【事例 15】

（概要）

申請者は、今次 2 回目の難民認定申請であるところ、前回の難民認定手続と同様に、本邦において組織 A に所属し、反政府活動をしていることを申し立て、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、前回の難民認定手続における主張と同旨であり、当該主張をもって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。